

南部町耐震改修促進計画 概要版

平成22年3月

1. 耐震改修促進計画とは

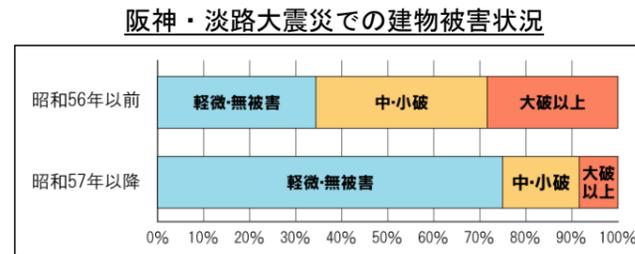
1. 計画策定の背景

戦後最悪の震災被害となった平成7年1月の阪神・淡路大震災をはじめ、平成16年10月の新潟県中越地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震、平成20年6月の岩手・宮城内陸地震など近年大地震が頻発しています。鳥取県においても平成12年10月に鳥取県西部地震に見舞われ、大きな被害に遭いました。

このように大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がってきており、震災による被害から町民の生命・財産を守ることは緊急の課題となっております。

2. 耐震化の必要性

- 阪神・淡路大震災における地震による直接的な死者の9割が住宅・建築物の倒壊や家具等の転倒によるものでした。
- 昭和56年以前の旧耐震基準の住宅・建築物が大きな被害を受けました。



昭和56年以前に建てられた（旧耐震基準建築物）住宅・建築物の耐震性の強化が重要な課題

3. 南部町耐震改修促進計画の概要

目的	本計画は震災における被害から町民の生命・財産を保護し、生活環境の保全に役立てるため、旧耐震基準で建築された既存建築物の計画的な耐震化を促進することを目的とします。
位置付け	本計画は耐震改修促進法第5条7項に基づき、町内の建築物の耐震診断・耐震改修の促進を図るための計画であるとともに、災害対策基本法に基づく「南部町地域防災計画」の関連計画として位置付けられるものとなります。
実施期間	本計画の実施期間は国の地域防災戦略及び鳥取県耐震改修促進計画の実施期間と同じ平成27年度末までとします。
取り組み方針	町は「自らの安全は自らが守る」、「わがまちは、わが手で守る」という自助・共助の取組に対し、費用の助成・技術支援などの公助を県と協力して行います。

【用語の定義】

- 耐震診断 : 地震に対する安全性を評価すること。
- 耐震改修 : 地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕、若しくは模様替え又は、敷地を整備すること。
- 旧耐震基準 : 昭和56年5月31日以前に用いられた耐震基準
- 新耐震基準 : 昭和56年6月1日に改正された建築基準法に規定されている耐震基準
- 特定建築物 : 旧耐震基準で建築された建築物で、「多数のものが利用する」「危険物を貯蔵・処理する」「通行を確保すべき避難路を閉塞させる恐れのある」ものなど一定の用途と一定の規模に該当する建築物。
- 耐震化率 : 「全ての建築物」に対する「耐震性ありの建築物」の割合。

2. 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

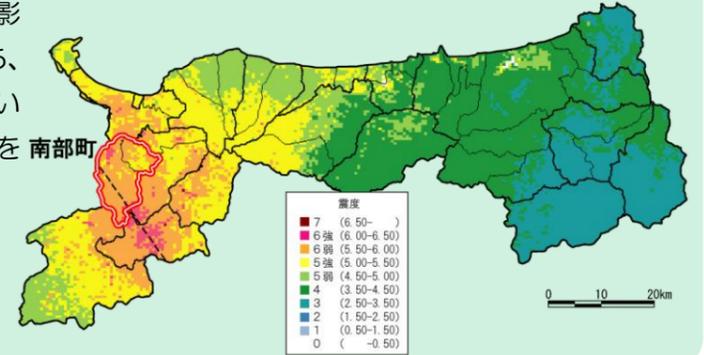
1. 耐震化の目標設定の考え方

国の地域防災戦略及び、県計画の減災目標と同じく、『想定される地震被害を半減』させることとします。

【想定される地震被害とは】

鳥取県では、平成17年3月に県内に大きな影響を与える可能性のある地震を7つ想定し、うち、3つの地震については地震被害想定を実施しています。本計画では、その中で南部町に最も影響を及ぼす

鳥取県西部地震断層による地震 震度分布



鳥取県西部地震断層による地震被害を半減

させることを目標とします。

2. 住宅の耐震化率の目標

想定される地震被害を半減させるためには、住宅の耐震化率を76.4%とする必要があります。

現況(平成21年度末)

住宅総数 : 5,214戸
耐震性あり : 3,309戸
耐震化率 : 63.5%

目標(平成27年度末)

住宅総数 : 5,086戸
耐震性あり : 3,884戸
耐震化率 : 76.4%

3. 特定建築物の耐震化率の目標

耐震化率を100%とすることを目標とします。

現況(平成21年度末)

多数の者が利用する建築物	危険物の貯蔵場・処理場の用途に供する建築物	通行を確保すべき道路沿いの建築物
棟数 : 33棟 耐震性あり : 30棟 耐震化率 : 90.9%	棟数 : 10棟 耐震性あり : 9棟 耐震化率 : 90.0%	棟数 : 7棟 耐震性あり : 6棟 耐震化率 : 85.7%

耐震化率
100%

4. 町が所有する公共建築物の耐震化率の目標

特に重要である、災害時の拠点施設や避難所の耐震化に優先的に取り組み、その他の施設についても段階的に耐震化を進めます。

3. 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

震災の被害を最小限に抑えるためには、所有者等の自らの問題としての取組み（自助）、地域で助け合いま
ちを守る取組み（共助）、公共における地震対策や施設整備等の取組みのそれぞれが対応能力を高め、連携す
ることが重要です。

町は、震災に強いまちづくりを促進する観点から、率先して町有建築物の耐震化を進めるとあわせ、自助
に取り組み住民、共助に取り組み地域に対し、県と共に支援を行います。

1. 耐震診断・改修の促進を図るための支援策の実施

(1) 建築物の所有者等が行う耐震診断・耐震改修等への支援事業の実施

震災に強いまちづくりを促進するため、建物の所有者が行う、耐震診断、耐震改修等を支援する事業を行
います。

事業名	事業内容
住宅・建築物の耐震化促進事業	○ 耐震診断、改修計画の策定（補強設計）、耐震改修の補助
擁壁・ブロック塀の耐震化促進事業	○ 耐震診断、耐震改修（補強・撤去・再構築等）の補助
エレベーターの耐震化促進事業	○ 地震のP波感知装置（初期微動を感知して最寄階に停止する装置）設置の補助
がけ地近接等危険住宅移転事業	○ がけ付近に建築された住宅の移転の補助

(2) 耐震診断及び耐震改修に関する税制の優遇措置の周知

耐震化を行うことで、税の優遇措置を受けることができます。町は、町民の負担軽減のため、これらの制
度の周知に努めます。

2. 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

(1) 相談体制の整備、情報提供の充実

建物の所有者等が安心して耐震改修を実施できるように、相談窓口を開設し、情報提供を行います。

区分	相談窓口	情報提供
南部町	○ 建築及び防災担当課	○ 耐震化に係る補助、税制、証明書発行、技術に関する情報 ○ 町施設の診断、改修の実績のある業者に関する情報
鳥取県	○ 住宅政策課 ○ 西部総合事務所 生活環境局建築住宅課	○ 耐震化に係る補助、税制、技術に関する情報 ○ 県有施設の診断、改修の実績のある業者に関する情報

(2) 専門家・事業者向け講習会の情報提供の実施

設計者・施工者の耐震化に関する技術力の向上を図るため、県の実施する講習会等の情報を積極的に提供します。

3. 地震等の建築物の総合的な安全対策に関する事業の実施

地震による被害を軽減するため、建築物の耐震化に限らず、宅地のがけ崩れ・擁壁の崩壊、コンクリートブ
ロック塀の倒壊、天井の崩壊等、総合的な対策に取り組みます。

【総合的な安全対策】

- がけ崩れ、擁壁・コンクリートブロック塀の危険箇所の調査及び倒壊防止対策
- 大規模空間を持つ建築物の天井の崩壊対策
- 窓ガラスの落下防止対策
- アスベストの飛散防止対策
- エレベーターの閉じ込め防止対策
- 家具転倒防止対策

4. 地震に伴うがけ崩れ等による建物被害の軽減対策の実施

危険ながけ付近に建築された住宅については、既存住宅の除去費、新しい土地・建物の購入費の利子に対し
て助成する「がけ地近接等危険住宅移転事業」により移転を促進します。

5. 地震発生時に通行を確保すべき道路の沿道建築物の耐震化の推進

県、町の定める緊急輸送ルートを「平成27年度までに沿道建築物の耐震化を図ることが必要な道路」と位
置付け、沿道建築物の耐震化を重点的に推進します。

4. 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する取組み

1. 地震ハザードマップの作成・公表

建築物の所有者等に自分の建築物の建築された場所の地震に対する危険性を認識してもらうためにも、想定
される地震における危険性を示したハザードマップの作成が必要になります。

町は、県作成のハザードマップを活用し、住民への防災意識の啓発活動を行うとともに、個々の建物の所在
地が認識可能となる程度に詳細なハザードマップの作成について検討します。

2. 相談体制の整備及び情報提供の充実

住民への耐震診断、耐震改修にかかる補助事業等の周知・情報提供及び耐震改修税制に係る証明書の発行等
を行います。

3. パンフレットの配布、セミナー・講習会の情報提供

(1) パンフレットの作成・配布

県で作成した耐震診断、耐震改修に関するパンフレットや本計画の概要版等を配布し、また町ホームペ
ージに公開することにより町民の耐震改修に対する意識啓発に努めます。

(2) セミナー・講習会の情報提供

県や建築関係団体が開催する耐震診断、耐震改修の講習会の情報提供を行います。

4. リフォームにあわせた耐震改修の誘導

耐震改修は、設備のリフォーム、バリアフリー化等の機会に併せて行うことが、費用面、工事中の居住性
からも効果的です。リフォームに併せた耐震改修が促進されるよう、建築物の所有者等や工事施工者に情報
提供を行います。

5. 町と消防団、自治会等との連携

消防団、地域振興協議会、自衛消防団、自主防災組織等と連携を強化し、各組織の強化・充実を図るた
めの支援や耐震改修に関する啓発活動等を行うことで、地域の防災力の向上に努めます。